

山梨県幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、**保育DXの推進等を踏まえ、幼稚園等におけるICT環境を整備することにより、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることを目的とし、予算の範囲内で交付する。**

(定義)

第3条 この要綱において「幼稚園等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）に規定する幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）に基づき、別表の2の実施要件を満たす幼児教育の質の向上のためのICT化支援システムの導入、端末の購入等に必要な経費とし、別表の3に掲げるものとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表の4により算出された補助基準額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金交付申請書、実施計画書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象施設の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第1号の1）、収支予算書（様式第1号の2）その他必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の後、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面（任意様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助事業の補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止又は廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

(補助事業の遂行)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的支出に努めなければならない。

(事業遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、知事から指示があつたときは、事業の遂行状況を記載した書面（任意様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第12条 補助事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に完了報告書（様式第5号の1）、収支決算書（様式第5号の2）その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第15条 知事は、第9条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 補助金の支払は、補助事業完了後、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算払を行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合、概算払することができる。

2 補助事業者は、第1項のただし書により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）

を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 3 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。
- 4 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（その他必要な事項）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式第1号から様式第5号までの様式（「平成」を「令和」に改める部分に限る。）については、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条及び第5条関係）

1 補助事業 の区分	2 実施要件	3 補助対象経費	4 補助基準額
幼児教育 の質の 向上の ための ICT化 支援事業	① 幼児教育の質の向上のためのICT化支援システム類に搭載する機能やパソコン・タブレット等の備品は、教員等の業務負担軽減に資するものであり、具体的な使用目的や必要性があるものでなければならない。 ② 対象経費については、当該システムを導入する年度にかかる経費とし、リース料等については、原則単年度の契約とすること。 ③ 一つの園において令和7年度以降で補助を受けた最終年度から5年間は、補助を受けることができない。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。	① 幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のⅠからⅣに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費（※） Ⅰ．教育に係る計画・記録に関する機能 Ⅱ．園児の登園及び降園の管理に関する機能 Ⅲ．保護者との連絡に関する機能 Ⅳ．キャッシュレス決済に関する機能 ※システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。 ② 上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用	3の対象経費（1施設当たり1,000千円（6学級以下）、1,500千円（7学級以上）を上限とする。）を補助基準額とする。